

逗子市まちづくり条例に基づく協定書

逗子市（以下「甲」という。）とかもめビルサービス株式会社 代表取締役 本郷 誠（以下「乙」という。）との間で、逗子市まちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき、乙が行う次の開発事業（以下「開発事業」という。）に関する公共施設に係る措置及び周辺住民に係る措置等付帯する事項について、次のとおり、両者間において協議が成立した。

開発事業の名称	（仮称）逗子市桜山五丁目マンション新築工事
開発事業区域の位置	逗子市桜山五丁目 724 番 1 外 14 筆
開発事業区域の面積	2989.88 m ²
開発事業の目的	共同住宅の新築（37 戸）

協議事項

1. 工事の施工方法等

乙は、開発事業の着工にあたり、工事に起因する紛争を防止するため、事前に関係住民に対し、工事に関する説明会等を実施すること。

2. 計画の変更

乙は、開発事業の事前協議終了後、又は事前協議確認通知書の交付後に変更のあるときは、条例第 30 条の規定に従い手続きを行うとともに、法令に定められた変更申請等を行うこと。

3. 関係機関等との協議等

乙は、条例第 23 条第 4 項の規定に基づき、甲及び関係機関と協議した内容を遵守するとともに、甲及び関係機関との協議締結については関係所管の指示を受けること。

4. 住民等に係る措置

- (1) 乙は、開発事業等により周辺住家等に危害損傷を与えないようにし、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 7 章の 8 に基づき、万全の危害防止措置を図ること。なお、万一危害損傷が生じたときは、当該住民と十分協議のうえ賠償等の措置をとること。
- (2) 乙は、開発事業に係る作業時間は関係住民の安眠妨害とならないよう、原則として早朝、夜間の作業を行わないように留意し、かつ、騒音、振動、塵埃、侵入、落下、転倒等関係住民の生活環境に被害を生じないよう努めるとともに、必要に応じ甲及び関係機関・住民と協議して施行すること。
- (3) 乙は、開発事業において発生した諸事件については、自らの責任において速やかに解決にあたり、関係住民に被害、迷惑のかからないよう措置すること。
- (4) 開発事業区域周辺においては、開発事業に起因する風水害による損傷等が生じないよう措置するとともに、明らかに当該開発事業に起因する風水害による損傷等が生じた場合には、乙の責任において速やかに復旧の措置を講ずること。

- (5) 乙は、開発事業により電波障害が生じたときは、自らの責任において集中アンテナの設置又は他の方法により、復旧の措置を講ずること。
- (6) 乙は、開発事業において関係住民のプライバシーを侵す恐れのある場合には、関係住民と協議し適切な措置を講ずること。
- (7) 乙は、甲があっせん又は調停のため必要があると認め、乙に対し工事の着手の延期又は工事の停止を要請したときは、これに応じること。
- (8) 乙は、開発事業着工前に近隣の家屋等の現況調査を行い、その資料を整理、保管し、開発事業により生じた損傷等が検証できるようにすること。

5. 公共施設に係る措置

- (1) 乙は、開発事業の施行に伴い、公共施設を破損し、又はその機能を損じた場合は、自らの責任において、これを速やかに復旧すること。
- (2) 乙は、開発事業を廃止し、又は相当期間工事を中断する場合、従前の公共施設の機能が損なわれているときは、自らの責任においてこれを速やかに復旧するとともに、安全に対する措置をとること。
- (3) 乙は、開発事業による現場へ搬出入する車両等の運行については、周辺住民に運行計画等の周知を図り、一般通行車両及び歩行者の妨害とならないよう十分配慮して運行するとともに、現場周辺道路の清掃等維持管理に努めること。
- (4) 乙は、開発事業着工前に開発事業に係る公共施設の現況調査を行い、その資料を整理、保管し、開発事業により生じた損傷等が検証できるようにすること。

6. 有効期間

本協定が成立した日から1年を経過してもなお当該開発事業に着手しない場合は、本協定の事項について、経過1年ごとに甲乙間で再協議するものとする。これにより変更を生じた場合は、条例第30条の規定によるものとする。ただし、条例第57条の規定に該当する場合はこの限りではない。

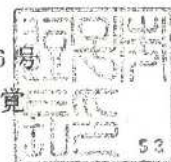
7. その他

この協議事項に定めのない事項又はこの協議事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙双方で誠意をもって協議するものとする。

この協議事項を確認する証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年12月 / 日

甲 逗子市逗子五丁目2番16号
逗子市長 桐ヶ谷 寛



乙 横浜市中区太田町1-18-2
関内エスビル4階
かもめビルサービス株式会社
代表取締役 本郷 誠



この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗子市